

V 東京都立品川特別支援学校管理運営規程

22品特第19号
平成22年12月1日
校長決定
平成24年4月1日改定
平成26年4月1日改定
平成28年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成30年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和2年4月1日改定
令和3年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立品川特別支援学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を指導・監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

1 分掌

教務部、総務部、研究・研修部、保健・食育部、情報教育部、キャリア教育部、支援部、生活指導部を置く。各分掌には、校長が必要と認めたときは、主任・副主任を置くことができる。

2 学部

小学部及び中学部を置く。学部には、校長が必要と認めたときは、主任・副主任を置くことができる。

3 学年

小学部に第1学年、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年、第6学年、中学部に第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

4 教科等

(1) 小学部

国語・算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、生活科、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、社会性の学習、遊びの指導

(2) 中学部

国語、数学、社会、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、社会性の学習、作業学習、総合的な学習の時間

5 企画調整会議

企画調整会議を置く。

6 職員連絡会

職員連絡会を置く。

7 委員会

学校安全委員会、防災教育推進委員会、医療的ケア安全委員会、学校保健委員会、学校給食運営委員会、食物アレルギー対応委員会、ホームページ管理運営委員会、省エネ委員会、業者選定委員会、学校開放事業運営委員会、交流教育連絡会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、障害者スポーツ推進委員会、安全衛生委員会を置く。

8 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会を置く。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部、情報教育部の所掌とする。

10 その他

校長が必要と認めたときは、その他の校務分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の業務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭、学部主任、保健主任を構成員とする。なお、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

3 開催

- 定例会は、原則として毎週1回開催する。
- 4 召集
校長が召集し、その運営を管理する。
 - 5 その他
必要な事項は、校長が定める。

第12 予算調整会議

- 1 目的
予算調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、校内予算の企画立案及び連絡調整、その他校長が必要と認める事項を行い、効果的かつ効率的な予算執行を推進する。

第13 主幹教諭会

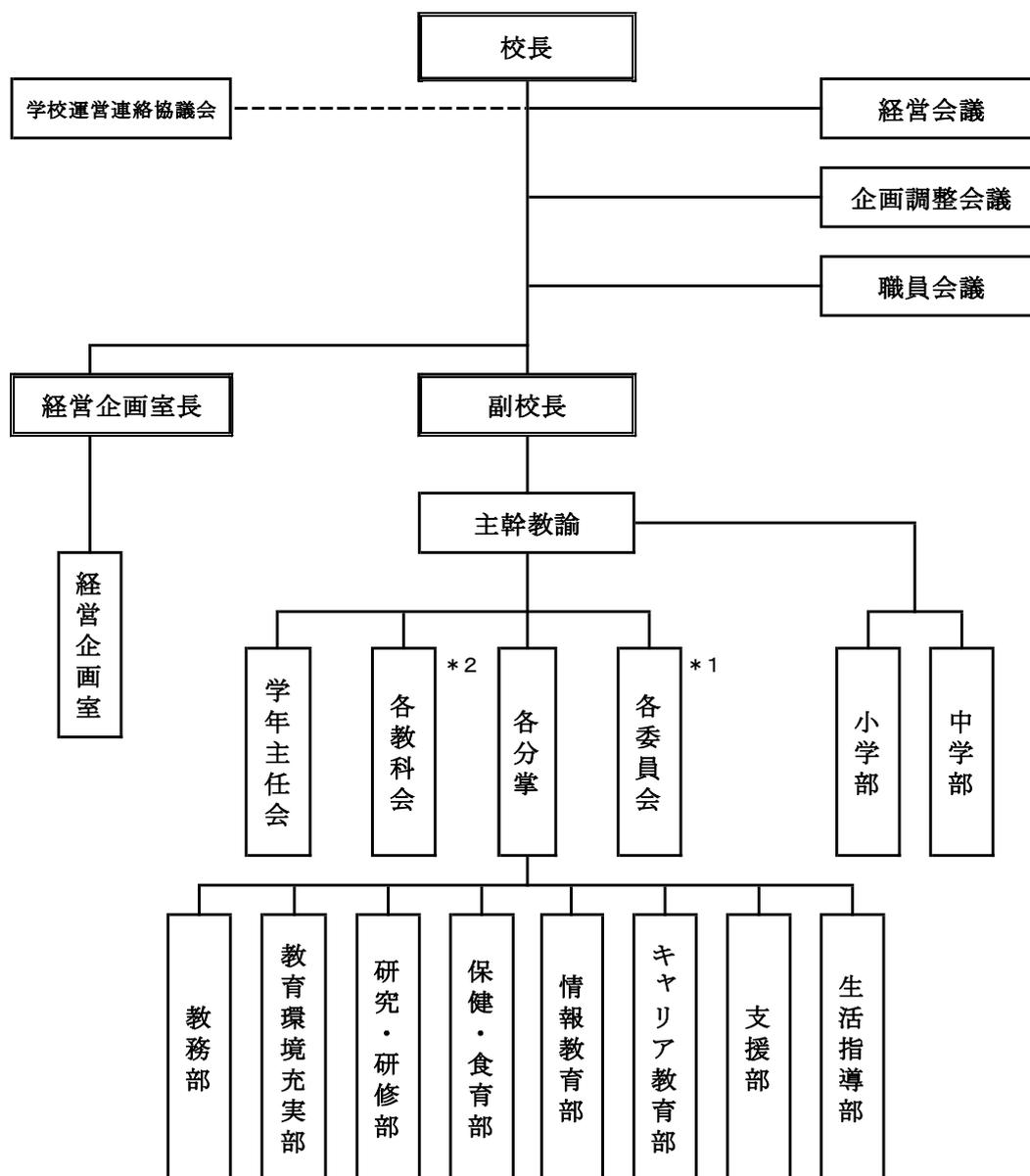
- 1 目的
主幹教諭会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学部及び各分掌等の円滑な運営に関する連絡調整及び校長が必要と認める事項を行う。
- 2 構成員
副校長、主幹教諭
- 3 開催
定例会は、原則として週1回とし、必要に応じて開催する。
- 4 召集
校長が召集し、その運営を管理する。
- 5 その他
必要な事項は、校長が定める。

第14 職員連絡会

- 1 目的
職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
 - (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
- 4 召集
校長が召集し、その運営を管理する。
- 5 司会
校長が選任する。
- 6 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 7 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



*1 各委員会

*2 各教科会

防災教育推進委員会	総合的な学習の時間
学校保健委員会	作業学習
学校安全委員会	遊びの時間
安全衛生委員会	社会性の学習
学校給食運営委員会	自立活動
ホームページ管理運営委員会	生活単元学習
学校開放事業運営委員会	体育・保健体育
業者選定委員会	図工・美術
省エネ委員会	音楽
食物アレルギー対応委員会	国語・算数・数学
学校いじめ対策委員会 (サポートチーム)	
医療的ケア安全委員会	
労働安全衛生・セクハラ防止委員会	
障害者スポーツ推進委員会	

第 16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 18 内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 7、第 10 の 2、第 11 の 2 及び第 13 の表中の経営企画課長を経営企画室長に修正し、その職務を明示する。

第 8 の 7 委員会に防災教育推進委員会及び事故防止委員会、児童・生徒対応校内委員会を加える。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 8 の 7 委員会に学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームを加える。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 6 に指導教諭の項を加える。

第 8 の 7 委員会に教育課程検討委員会、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を加える。また、児童・生徒対応委員会については、校内支援会議に替える。

第 9 の 4 の設定教科等について修正を行った。

第 9 の 5 及び第 14 分掌組織図の職員会議を職員連絡会に修正した。

第 14 の分掌組織図に予算調整会議を追加した。

第 11 の 2 の企画調整会議の構成員を修正し、11 の 5 にその他の項を加える。

第 12 の 3 の学校経営会議の開催回数を変更した。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 8 の 7 委員会に医療的ケア準備委員会を加える。また、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会をオリンピック・パラリンピック教育・障害者スポーツ推進委員会と名称変更をする。

この規程は、平成 29 年度 4 月 1 日から施行する。

附則

第 9 の 4 小学部の教科について修正する。

第 9 の 6、第 13 及び第 14 分掌組織図の職員連絡会を職員会議に変更する。

第 9 の 7 及び第 14 分掌組織図に医療的ケア安全委員会を追加する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第9の1分掌及び第14分掌組織図に読書活動推進部を加える。総務部を削除する。研究部を研究・研修部に変更する。保健給食部を保健・食育部に変更する。進路指導部をキャリア教育部に変更する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

第9の7委員会及び第14分掌組織図から交流教育連絡会を削除する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

第9の1分掌及び第14分掌組織図の読書活動推進部を教育環境充実部に変更する。
第14分掌組織図から予算調整会議を削除する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

第9の1分掌及び第14分掌組織図の教育環境充実部を総務部に変更する。
第9の4教科等から外国語活動及び外国語（英語）を削除する。
第9の6第13職員会議は職員連絡会に名称変更する。
第9の7委員会からオリンピック・パラリンピック教育を削除し、「オリ・パラ・障スポ推進委員会」は「障害者スポーツ推進委員会」と名称変更する。
第9の10その他の文章中の「分掌組織」を「校務分掌組織」と表記を変更する。
第11の2構成員に指導教諭を追記する。
第12学校経営会議を削除し、主幹教諭会の記載に変更する。
第14分掌組織図に主幹教諭会を追記し、経営会議は削除する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

管理運営規程 別表1

各分掌部の仕事内容

分掌名	内容
教務部	教育課程編成の調整・管理・運営、諸帳簿（指導要録、個別指導計画、通知表、卒業生台帳、出席簿、学級経営計画、年間指導計画）の管理・点検・整備、学籍に関すること、児童・生徒名簿の作成、教科書関連事務、教室備品の点検・整備、教育実習、学校要覧の事務的作業 保護者との連携（保護者会、授業参観、個人面談、家庭訪問）に関すること儀式的行事（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式等）の企画、運営、進行管理、 全校行事の全体的な計画・立案、実施及び業務進行管理等、介護等体験等
総務部	図書関係（蔵書、校内貸出、PCソフト、バーコード、除籍、整理、図書及びDVD購入、予算、読み聞かせ、保護者ボランティア対応、家庭への貸出） 行事関係（体育発表会の計画と運営、学習発表会の計画と運営） 教材・物品関係（教職員物品把握、作成、調整） 新年度用準備割り振り（教室配置図、教室表示、学級表示、児童・生徒用玄関及びグラウンド下駄箱、レターケース） 新転入生物品、学部物品管理・発注・調整、教室移動時の物品表作成

研究・研修部	全校・学部研究の推進、校内研修会・年次研修の計画・運営・進行管理、研修図書の購入、アセスメントに関すること、実践報告集の作成
保健・食育部	保健指導計画作成・実施、定期健康診断の企画・実施、食育指導に関すること、歯みがき指導の企画・実施、肥満指導、服薬等健康に関すること、給食に関すること、摂食指導に関すること、保健便りの作成、研修会の企画・実施
情報教育部	パソコン関係機器及びソフトの管理・更新、校内ネットワークの管理、視聴覚機器の管理・更新、調整 情報セキュリティに関すること、HPの管理・運営、学校案内パンフレットの作成、玄関掲示の企画・管理・運営、学校紹介DVDの作成
キャリア教育部	進路指導に関すること、進路研修会の企画・実施、キャリア教育に関する研修会の企画・実施、高等部設置校との連絡調整、就業体験の企画・調整、進路関係機関との連携
支援部	学校間交流に関すること、副籍制度に関すること、学校生活支援ファイルの管理・整備・活用、就学相談・転学相談の実施および事務作業、一日入学の企画・実施、関係各区教育委員会及び関係機関との連絡、知的障害教育外部専門員に関すること、学校公開・学校見学の計画・実施、教育相談、校内支援、校外・地域支援、支援会議の計画・実施、都教育委員会との連携
生活指導部	安全指導、避難訓練企画・実施、長期休業中の安全指導に関すること、危機管理マニュアルの作成と周知、子ども安全連絡網等緊急連絡用メールの関連業務、スクールバス運行計画の作成、進行管理、スクールバス乗務員との連絡・調整・連絡会の実施、通学指導に関すること、セーフティ教室の企画・実施

管理運営規程 別表 2

各委員会の仕事内容

委員会名	内容
学校安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット等、児童・生徒の事故防止に関すること ・校内の安全管理に関すること ・防災計画(含む総合防災訓練)の立案・検討 ・緊急時の校内体制および自衛消防組織の検討・確保 ・BCPに関すること
防災教育推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域。施設との災害時における連携に関すること ・児童・生徒に対する防災教育のあり方について検討
医療的ケア安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要な児童・生徒の把握、対応に関すること。 ・医療的ケアの実施体制における整備に関すること。
学校保健委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健衛生に関する事項の検討 ・学校医や関連医療機関との連携に関すること ・食育に関すること ・より良い健康づくりの推進に向けての検討
学校給食運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の安全・衛生に関すること ・献立作成に関すること ・給食運営に関すること（試食会）

食物アレルギー対応委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患のある児童・生徒の把握、対応に関する事 ・校内研修に関する事
ホームページ管理運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの管理に関する事 ・掲載内容・更新の管理・運営に関する事 ・個人情報に関する事
省エネ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費の省エネルギー対応に関する事 ・省エネおよび二酸化炭素排出削減の意識を高める方策に関する検討
業者選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等の業者選定に関する事
学校開放事業運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校公開講座、施設開放事業に関する事
学校いじめ対策委員会 (サポートチーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止、体罰根絶に向けた総合的な対策に関する事 ・学校サポートチームとの連携に関する事 ・いじめの実態についての情報共有 ・地域への啓発、広報 ・地域での見守り ・問題発生時における学校への協力
障害者スポーツ推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 2020 レガシーを各教科や行事等と関連付け、学校全体で組織的・計画的に展開するための企画・立案・実施に関する事。 ・オリンピック・パラリンピック精神や「日本の伝統・文化」に関して教育に反映させる事 ・障害者スポーツの推進に関する事 ・児童・生徒及び教員向け研修会の企画・運営に関する事 ・障害者スポーツを通じた近隣小中学校や地域との交流に関する事
労働安全衛生・セクハラ防止委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回の健康相談・年 1 回の講演会の実施 ・セクハラ防止。相談窓口
交流教育連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・交流教育（副籍、学校間）の企画・立案・実施に関する事